

早稲田大学審査学位論文
博士（スポーツ科学）
概要書

明治後期から昭和戦前期における
青年団の体育・スポーツ奨励方策の
展開過程に関する研究

A Study of the Development Process about Promotion Policy of
Physical Education and Sport for the Young Men's Association
during the Period from the Late Meiji Era to Pre-war Showa Era

2016年1月

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科

小野 雄大

ONO, Y u t a

研究指導教員：友添 秀則 教授

明治後期から昭和戦前期における 青年団の体育・スポーツ奨励方策の展開過程に関する研究

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科 小野雄大
研究指導教員 友添秀則 教授

【問題の所在と目的】

青年団とは、明治後期から昭和戦前期にかけて、国家の指導を受けて発展し、主に義務教育終了後に、地域において労働に従事する青年に実業・補習教育を施すことを目的としていた社会教育機関である。

大正期以降の青年団では、国家的指導を背景に、身体運動を通じた心身の涵養を目的として、体育・スポーツ活動が盛んに行われた。しかし、これまでの体育・スポーツ史研究では、このような地域の青年たちの存在は、体育・スポーツ活動の実践者として、ほとんど意識されてこなかった。わが国における体育・スポーツの普及・発展の過程、さらには、スポーツ文化の形成過程をより広い視野で捉えていくためには、「各階層の人々がどのような状況において体育・スポーツを実践したのか」という視点が不可欠である。本研究は、こうした問題意識に基づき、これまでの体育・スポーツ史研究では十分に検討されてこなかった、青年団の体育・スポーツ活動に焦点を当てる。

以上から、本研究の目的は、明治後期から昭和戦前期の国家から地域の青年団に至る、青年団の体育・スポーツ奨励方策の展開過程を明らかにし、さらに地域の青年団における体育・スポーツ活動の実態を明らかにすることである。

なお、本研究では、青年団の体育・スポーツ奨励方策の展開過程を、「国家」―「道府県行政（東京府）」―「地域青年団」といった3者間の関係から捉えることを分析視角として設定した。

【各章の概要】

《第1章》

第1章では、予備的考察として、明治期における青年の社会的位置づけと、青年団の官製化の契機となる内務省の地方改良運動、さらに文部省の社会教育事業の展開について検討した。

1880年代から「若者」を示す言葉として用いられるようになった「青年」は、徳富蘇峰によって平民社会を実現するための「社会改革の担い手」、
「国家の継承者」として位置づけられた。しかし、日清戦争後には、山本瀧之助によって、「田舎青年」も「国家の継承者」であることが提起された。

日露戦争後には、明治44（1911）年に起きた大逆事件などを背景に、国家行政の側からも「青年」に対する教育の必要性が叫ばれ、内務省は、地方改良運動を推進させる有力な事業団体として青年団を捉えていった。文部省もまた、通俗・社会教育行政の整備を図るとともに、青年の補習教育の充実に力点を置くことによって、青年団体へのアプローチを試みていった。

《第2章》

第2章では、青年団の官製化の過程において、体育・スポーツ活動が、青年団の重要な活動として位置づけられた経緯と意図について検討した。

まず、内務省の外郭団体であり、地方改良運動の推進母体であった報徳会は、「報徳主義思想」に基づき、「労働」と「体育」を結び付けた「生活の実益に資する体育」を青年に対して奨励した。一方で、陸軍省の田中義一は、青年団での体育に対

して、軍隊での活動の前提となる、より一般的な資質や能力の涵養を求めた。

そして、青年団の官製化の画期となる第一次訓令の内容は、田中を中心とした軍部の主張を全面的に受け入れた内容となっており、訓令の発令をめぐっては、陸軍省が主導的な役割を果たしていたことが明らかになった。

第一次訓令発令後の地方長官会議では、道府県行政に対して、青年団の体育奨励を求める指示がなされたものの、具体的な展開方法についての指示はなされなかった。そのため、各道府県行政は管内の地域状況に鑑みた上で、各自で政策を策定し、施行することが求められた。

《第3章》

第3章では、実際の政策実施者であった道府県行政が、青年団の体育奨励方策をどのように展開していったのか、東京府行政を具体的事例として、政策の具現化の過程を明らかにした。

大正期の東京府の青年団政策を主導した井上友一は、労働青年に対して、公民教育や勤労教育を施すことを青年団の目的とした。その際、体育は、これらの目的を果たすための総ての前提として位置づけられ、体育を通して「労働に資する活気ある青年」を養成することが目指された。

井上は、これを実現するために、大正6(1917)年に「東京府青年体育協議会」を設置し、大正7(1918)年には「東京府青年体育奨励規程」を策定・公布した。東京府行政にとって青年団への体育奨励は、行政課題との接点から、地方、そして国家を支える国民・公民の素養を、身体活動を通して養成しようとする試みであった。

《第4章》

第4章では、東京府北多摩郡府中町の府中町青年団体育会競技部を具体的事例として、機関誌『フチュウスポーツ』の記事分析から、青年団の体育クラブの活動の実態について検討した。

発足当初の競技部では、組織的な活動はほとんど行われなかったが、近隣の大学から学生を指導

者として招聘したことによって、練習内容は充実し、競技力の向上が見られた。また、競技部専用の陸上競技場の造成によって、練習環境も向上した。しかし、活動の質的向上は、部員を淘汰し、結果的に競技部の活動への参画を阻害する要因ともなっていた。

競技部の活動の展開過程における特徴は、まず、東京府による青年団の「体育クラブ」の設置奨励方策の下、府中町青年団のみならず、府中町や小学校の支援を受けて、組織的に体育・スポーツ活動が展開された点にある。さらには、東京府の都市近郊に位置した府中町の地理的条件を活かして、大学や専門学校といった、近隣の学校との関係の中で発展を遂げていった点も注目される。

《結章》

本研究の結論は以下のようにまとめられる。

1つ目に、青年団の体育・スポーツ奨励方策は、国家行政の意図を課題として俎上に上げ、その達成に努めることを大枠としながら、さらに、政策主体としての道府県行政が、管内の地域の青年教育をめぐる課題・実態を把握し、それに即した独自の施策を導入しながら、形成されていった政策であった。したがって、青年団における体育・スポーツの「有用性」、ないし「価値」というものは、「国家」―「道府県行政」という行政機構に依拠した枠組みの中で、あくまでも「上」から用意された所産であった。

2つ目に、青年にとって体育・スポーツ活動は、「官製青年団」という行政機構に依拠する組織の中の「事業」でありつつも、青年ら自身の生活に依拠した自前の論理と内面的な欲求によって支えられた、自律的な活動様式であったと考えられる。それは、競技部の部員らが、まずもって体育・スポーツ活動に熱中し、競技化へと邁進していた姿に想起される。そこでは、「自分」ないし「自分たち」の「自己実現」、あるいは体力や技能の「向上」に対する欲求こそが初発の契機であり、根源的な動機となっていた。